

令和 9 年度 三重県立 特別支援学校 入学者 募集要項

1 募集する学校及び学科

・盲学校	_____	高等部	普通科 保健理療科 高等部専攻科 理療科 保健理療科
・聾学校	_____	幼稚部 高等部 高等部専攻科	普通科（Ⅰ類・Ⅱ類） 産業工芸科 ライフデザイン情報科 産業工芸科 ライフデザイン情報科
・くわな特別支援学校	_____	高等部	普通科
・特別支援学校西日野にじ学園	_____	高等部	普通科
・稲葉特別支援学校	_____	高等部	普通科
・松阪あゆみ特別支援学校	_____	高等部	普通科
・特別支援学校玉城わかば学園	_____	高等部	普通科
・特別支援学校北勢きらら学園	_____	高等部	普通科
・城山特別支援学校	_____	高等部	普通科
・度会特別支援学校	_____	高等部	普通科
・杉の子特別支援学校	_____	高等部	普通科
・杉の子特別支援学校石薬師分校	_____	高等部	普通科
・特別支援学校伊賀つばさ学園	_____	高等部	普通科
・特別支援学校東紀州くろしお学園	_____	高等部	普通科
・特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	_____	高等部	普通科
・かがやき特別支援学校緑ヶ丘校	_____	高等部	普通科
・かがやき特別支援学校草の実校	_____	高等部	普通科

2 応募資格のある者

学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障がい者のうち、特別支援学校の当該部科における教育を必要とする者で、下記のうち幼稚部にあつては①に、高等部にあつては②に、高等部専攻科にあつては③に該当する者とする。また、原則として保護者の住所が県内にある者とする。

ただし、各特別支援学校の教育部門及び各特別支援学校へ志願できる区域は、表 1 のとおりとする。

- ① 令和 9 年 4 月 1 日現在で満 3 歳以上満 5 歳以下の者
- ②
 - ア 学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校の中学部もしくは中学校もしくは義務教育学校を卒業した者又は令和 9 年 3 月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者
 - イ 学校教育法第 1 条に規定する中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 9 年 3 月修了見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者
- ③ 学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校の高等部もしくは高等学校の卒業者もしくは令和 9 年 3 月卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者

＜表 1＞ 各特別支援学校の設置教育部門及び志願できる区域

学 校 名	教育部門	志願できる区域
盲学校	視覚障がい	原則として保護者の住所が県内にある者
聾学校	聴覚障がい	原則として保護者の住所が県内にある者
くわな特別支援学校	知的障がい	原則として保護者の住所が桑名市、桑名郡、いなべ市、員弁郡にある者
特別支援学校西日野にじ学園	知的障がい	原則として保護者の住所が四日市市、三重郡にある者
稲葉特別支援学校	知的障がい	原則として保護者の住所が津市にある者
松阪あゆみ特別支援学校	知的障がい	原則として保護者の住所が松阪市、多気郡にある者
特別支援学校玉城わかば学園	知的障がい 肢体不自由	原則として保護者の住所が伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡にある者
特別支援学校北勢きらら学園	肢体不自由	原則として保護者の住所が四日市市、三重郡以北にある者
城山特別支援学校	肢体不自由	原則として保護者の住所が津市にある者
度会特別支援学校	肢体不自由	原則として保護者の住所が松阪市、多気郡にある者
杉の子特別支援学校	肢体不自由	原則として保護者の住所が鈴鹿市、亀山市にある者及び独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院に入院し治療を必要とする者
杉の子特別支援学校石薬師分校	知的障がい	原則として保護者の住所が鈴鹿市、亀山市にある者
特別支援学校伊賀つばさ学園	知的障がい 肢体不自由	原則として保護者の住所が伊賀市、名張市にある者
特別支援学校東紀州くろしお学園	知的障がい 肢体不自由	原則として保護者の住所が熊野市、南牟婁郡にある者
特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	知的障がい 肢体不自由	原則として保護者の住所が尾鷲市、北牟婁郡にある者
かがやき特別支援学校緑ヶ丘校	病弱	原則として独立行政法人国立病院機構三重病院に入院し治療を必要とする者
かがやき特別支援学校草の実校	肢体不自由	原則として三重県立子ども心身発達医療センター（整形外科または小児整形外科）もしくは、独立行政法人国立病院機構三重病院に入院し治療を必要とする者

※障害児入所施設等に入所をしている者は、令和 9 年 4 月に居住を予定している区域にある特別支援学校を志願するものとする。

3 選考

(1) 志願者の応募手続

入学者選考の応募手続きを、次の方法でおこなう。

- (7) 三重県立特別支援学校入学者選考 Web 出願システム（以下「Web 出願システム」という。）により入学願書に必要な情報を入力する。

Web 出願システムによる入学者選考入学願書入力受付期間
令和 9 年 1 月 7 日（木）9 時から令和 9 年 1 月 15 日（金）17 時まで

(4)

Web 出願システムによる調査書の受付期間（令和 8 年度中学校等卒業見込者）
令和 9 年 1 月 15 日（金）9 時から令和 9 年 1 月 21 日（木）17 時まで

(2) 出願書類及び提出先

原則として高等部、高等部専攻科は、Web 出願システムにて受付とする。特殊事情により三重県 Web ページからダウンロードした入学出願書類を志願先特別支援学校長へ紙面で提出する場合、原則として出身学校長が提出することとする。幼稚部は、志願する特別支援学校所定の入学出願書類を保護者が志願先特別支援学校長へ提出する。

なお、提出の際には入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書（様式 23）の提示を必要とする。

(3) 出願書類の受付（土曜日及び日曜日は除く。）

受 付 期 間	令和 9 年 1 月 22 日（金）から令和 9 年 1 月 26 日（火）まで
受 付 時 間	9 時から 16 時まで

(4) 選考期日

令和 9 年 2 月 3 日（水）

(5) 選考内容

各特別支援学校の選考内容は以下のとおりとする。

学 校 名	選 考 内 容
盲学校	＜普通科＞ 学力検査（国語・数学・英語）及び面接 ただし、A 課程・B 課程の志願者については、実態に合わせた諸検査及び面接 ＜保健医療科＞ 総合問題、小論文、面接及び運動機能検査 ＜高等部専攻科＞ 総合問題、小論文、面接及び運動機能検査 ※ 筆記が困難な者については、配慮申請に基づいて対応
聾学校	＜幼稚部＞ 発達検査及び行動観察 ＜高等部＞ 学力検査（国語・社会・数学・理科・英語）及び面接 ただし、普通科Ⅱ類については、実態に合わせた学力検査及び面接 ＜高等部専攻科＞ 学力検査（国語・数学）、小論文、適性検査及び面接
くわな特別支援学校	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接
特別支援学校西日野にじ学園	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接
稲葉特別支援学校	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接
松阪あゆみ特別支援学校	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接
特別支援学校玉城わかば学園	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接
特別支援学校北勢きらら学園	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接
城山特別支援学校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接
度会特別支援学校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接
杉の子特別支援学校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接
杉の子特別支援学校石薬師分校	実態に合わせた諸検査（作業能力検査等）及び面接

学 校 名	選 考 内 容
特別支援学校伊賀つばさ学園	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接
特別支援学校東紀州くろしお学園	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接
特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接
かがやき特別支援学校緑ヶ丘校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接
かがやき特別支援学校草の実校	実態に合わせた諸検査（学力検査、作業能力検査等）及び面接

(6) 選考場所

志願先特別支援学校で行う。

(7) その他

出願にあたっては、令和9年1月21日（木）までに、志願先特別支援学校において教育相談を必ず受けることとする。

(8) 追選考

① 追選考を受けられる者

志願先特別支援学校において教育相談を受けた者のうち、選考の当日に病気等のやむを得ない理由により、選考の一部またはすべてを受けられなかった者で、追選考を希望する者とする。

② 受検の手続き

令和9年2月3日（水）12時までに出身中学校等の校長を通して志願先特別支援学校長に追選考受検の旨を申し出る。手続きについては、各特別支援学校に問い合わせることとする。

③ 選考期日

令和9年2月9日（火）

④ 選考場所

志願先特別支援学校

4 合格者の決定及び発表

合格者は、各学校の入学者判定会議の審議に基づき、校長が決定する。

令和9年2月12日（金）9時30分から16時までに各特別支援学校において出身中学校長に結果通知書を手交するとともに、郵送により本人宛て通知を行う。なお、通知書を受領する際は入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書（様式23）の提示を必要とする。

合格の通知を受けた者は、他の三重県立特別支援学校または三重県立高等学校を改めて志願することはできないものとする。

5 再募集

(1) 再募集を受けられる者

志願先特別支援学校において、令和9年1月21日（木）までに教育相談を受けた者のうち、再募集による選考を希望する者とする。なお、再募集による選考に出願した者で、高等学校後期選抜受検者のうち、合格の決定を受けた者は、出身中学校等の校長を通して志願先特別支援学校長に、速やかに再募集による選考の辞退を申し出るとともに、受検辞退届を提出することとする。

また、特別支援学校の再募集による選考を受検する者は、高等学校の再募集（全日制、昼間定時制）及び再募集以降に行う選抜を受検することはできないものとする。

(2) 志願者の応募手続

再募集の応募手続を、次の方法でおこなう。

- (ア) 三重県立特別支援学校入学者選考 Web 出願システム（以下「Web 出願システム」という。）により入学願書に必要な情報を入力する。

Web 出願システムによる再募集入学願書入力受付期間
令和 9 年 2 月 1 2 日（金） 9 時から令和 9 年 2 月 1 7 日（水） 1 7 時まで

(イ)

Web 出願システムによる調査書の受付期間（令和 8 年度中学校等卒業見込者）
令和 9 年 2 月 1 5 日（月） 9 時から令和 9 年 2 月 2 4 日（水） 1 7 時まで

(3) 出願書類及び提出先

原則として高等部、高等部専攻科は、Web 出願システムにて受付とする。特殊事情により三重県 Web ページからダウンロードした入学出願書類を志願先特別支援学校長へ紙面で提出する場合、原則として出身学校長が提出することとする。幼稚部は、志願する特別支援学校所定の入学出願書類を保護者が志願先特別支援学校長へ提出する。

なお、提出の際には入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書（様式 2 3）の提示を必要とする。

(4) 出願書類の受付（国民の祝日に関する法律に定める休日は除く。）

受 付 期 間	令和 9 年 2 月 2 2 日（月）から令和 9 年 2 月 2 4 日（水）まで
受 付 時 間	9 時から 1 6 時まで

(5) 選考期日

令和 9 年 3 月 1 7 日（水）

(6) 選考内容

選考時の内容と同様

(7) 選考場所

志願先特別支援学校

(8) 合格者の決定及び発表

合格者は、各学校の入学者判定会議の審議に基づき、校長が決定する。令和 9 年 3 月 1 8 日（木） 9 時 3 0 分から 1 6 時までに各特別支援学校において出身中学校長に結果通知書を手交するとともに、郵送により本人宛て通知を行う。なお、通知書を受領する際は入学者選抜又は入学者選考事務に係る証明書（様式 2 3）の提示を必要とする。

(9) 追選考

再募集による選考の志願者のうち、選考の当日に病気等のやむを得ない理由により、選考を受けられなかった者、及び高等学校後期選抜の追検査を受検し合格とならなかった者を対象に実施する。受検者の状況に応じて、適宜学校において対応する。

6 その他

- (1) 入学検定料、入学科及び授業料はいずれも無料とする。

- (2) 家庭の生活状況に応じて、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の適用を受け、就学に必要な経費が支給される。
- (3) 出願に関する問い合わせは、出願を希望する学校に行うこととする。
- (4) 選考内容の詳細については、各学校に問い合わせることとする。

〈各校連絡先〉

・ 三重県立盲学校	〒514-0819 津市高茶屋四丁目 39-1 (電話 059-234-2188 FAX 059-234-2189)
・ 三重県立聾学校	〒514-0815 津市大字藤方 2304-2 (電話 059-226-4774 FAX 059-224-8252)
・ 三重県立くわな特別支援学校	〒511-0811 桑名市大字東方字尾弓田 1073 (電話 0594-87-6061 FAX 0594-25-1165)
・ 三重県立特別支援学校西日野にじ学園	〒510-0943 四日市市西日野町 4070-35 (電話 059-322-2558 FAX 059-322-2559)
・ 三重県立稲葉特別支援学校	〒514-1252 津市稲葉町字上野 4101 (電話 059-252-1221 FAX 059-252-1225)
・ 三重県立松阪あゆみ特別支援学校	〒515-0044 松阪市久保町 1846-195 (電話 0598-30-8170 FAX 0598-30-5066)
・ 三重県立特別支援学校玉城わかば学園	〒519-0427 度会郡玉城町宮古 726-17 (電話 0596-58-2716 FAX 0596-58-2918)
・ 三重県立特別支援学校北勢きらら学園	〒512-1203 四日市市下海老町字高松 161 (電話 059-327-0541 FAX 059-327-0543)
・ 三重県立城山特別支援学校	〒514-0818 津市城山一丁目 5-29 (電話 059-234-3431 FAX 059-234-3432)
・ 三重県立度会特別支援学校	〒516-2102 度会郡度会町大野木 1825 (電話 0596-62-0001 FAX 0596-62-0002)
・ 三重県立杉の子特別支援学校	〒513-0004 鈴鹿市加佐登三丁目 2-2 (電話 059-379-1611 FAX 059-379-1632)
・ 三重県立杉の子特別支援学校石薬師分校	〒513-0012 鈴鹿市石薬師町字寺東 452 (電話 059-373-2727 FAX 059-373-2728)
・ 三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園	〒518-0616 名張市美旗町南西原 229-2 (電話 0595-67-1050 FAX 0595-65-9995)
・ 三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園	〒519-4327 熊野市金山町 2496 (電話 0597-89-2623 FAX 0597-89-2920)

- ・三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園
おわせ分校 〒519-3637 尾鷲市光ヶ丘 28-61
(電話 0597-23-1531 FAX 0597-23-1544)
- ・三重県立かがやき特別支援学校緑ヶ丘校 〒514-0125 津市大里窪田町 357
(電話 059-232-1139 FAX 059-232-0104)
- ・三重県立かがやき特別支援学校草の実校 〒514-0125 津市大里窪田町 340-5
(電話 059-253-2036 FAX 059-253-2061)

三重県立特別支援学校(高等部設置校) 配置図

